制 定 令和 7年 10月 14日

(趣旨)

第1条 県は、ふくしまデスティネーションキャンペーン及びその後の関連キャンペーン 開催を契機とした本県へのさらなる誘客促進を目的とし、観光コンテンツの開発等に関する事業を実施する県内の観光関連事業者等(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金(以下「補助金」という。)を福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業等は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型)補助金交付申請書 (第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額(別表に定める補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のう ち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律 の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率 を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。 ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その 記載又は添付を省略させることができる。
  - (1) 事業計画書(第1号様式の別紙1)
  - (2) 外部委託等に係る、内訳がわかる参考見積書等
  - (3) 市町村からの推薦書(第2号様式)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。
  - (1) 別表に定める補助対象経費の 20%以内の減額で補助金の額に変更が生じないもの 又は補助金の額に変更が生じない増額をすること。
  - (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、 福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)変更(中止・廃止)承認 申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を 受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

- 第7条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため 必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調 査を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、福島県観光関連事業者等 誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)実施状況報告書(第4号様式)を知事が定める日 までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) 実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の 日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は募集要項で定める日のいずれか早い日までに行わなければならない。
  - (1) 収支精算書
  - (2) 参加料や協賛金など、自己資金以外の収入が発生する事業に関しては、通帳の写し、受領証(控)等の収入を証する書類(写)
  - (3)領収書又は支払いを証する書類(写)
  - (4) 備品等の整備に係るものにあっては写真
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して 報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速 やかに福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金交付請求 書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用 の増加価格が50万円以上の機械、器具その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その 他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年 間保存しておかなければならない。

(書類の経由)

第12条 補助事業者が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、事業を実施する市町村の長を経由して所轄の福島県地方振興局長に提出しなければならない。

(権限の委任)

第13条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の福島県地方振興局長に委任する。

(補足)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。
- 2 市町村においては、補助事業者の事業内容及び関係証憑等を確認し、複数の申請があった場合には優先順位を付した上で、推薦書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

### 《補助対象事業等》

区分			内容			
1 補助対象事業			以下のいずれかに該当するツアー、体験、イベント等(以下「観光コンテンツ」という。)で 交付決定後、新たに造成又は、既に造成・販売されている観光コンテンツをさらに深化・改 善し、令和8年4月1日(水)から6月30日(火)の期間で実施するものを対象とします。 ①地域に根差したもの ②早朝・夜間に開催し、観光客の宿泊を促すもの ③複数地点で展開し、観光客の周遊を促すもの			
2	2 補助対象者		福島県内に本社又は事業所が所在する観光関連事業者等			
3	3 補助対象事業 期間		当該補助金の交付決定の日から知事が別に定める日までの期間			
4	4 補助対象経費		報償費、人件費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託 料、旅費(専門家派遣に対する旅費のみ)、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた 経費			
5	補助額	新規	補助対象経費の4/5以内かつ補助上限額は180万円とする。(申請は千円単位とする。) ※補助対象事業のうち②に該当する場合、補助上限額は200万円とする。			
5	冊刃領	継続	補助対象経費の2/3以内かつ補助上限額は130万円とする。(申請は千円単位とする。) ※補助対象事業のうち②に該当する場合、補助上限額は150万円とする。			

### <補助対象経費の内容>

	経費区分	内容
1	報償費	観光コンテンツの実施において要する専門家等に対する謝金
2	人件費	観光コンテンツの準備や当日の運営を行うためのアルバイト等を雇用するために要する経費
3	消耗品費	観光コンテンツの実施に直接必要な文房具、紙類、その他短期間で使用する物品の購入経費
4	燃料費	観光コンテンツの実施に要するガソリン、灯油、軽油などの燃料経費
5	印刷製本費	観光コンテンツの実施に要するパンフレット、ポスター、チラシ、報告書等の印刷・製本に係 る経費
6	通信運搬費	観光コンテンツの実施に要する郵送費、宅配便料金、インターネット通信費、電話料金など、 事業遂行に必要な通信・運搬に関する経費
7	使用料及び 賃借料	観光コンテンツの実施に要する施設や機器のレンタル費用、会場使用料などの経費
8	委託料	観光コンテンツの実施に要する企画や運営を外部に委託する経費 会場設営・撤去、イベントの運営や警備、音響設備など観光コンテンツ実施に必要な業務に係 る経費 観光コンテンツの実施に伴う販路開拓やプロモーションに係る経費
9	旅費	専門家を派遣する際に必要な交通費及び宿泊費(一般職員の出張費等は含まれない)

- 注1 観光コンテンツは、地域の観光資源を活用して観光客に提供する滞在・体験のプログラムやツアーを指す。
- 注2 補助対象者は、福島県内の観光関連事業者である観光地域づくり法人 (DMO) 、観光協会、宿泊業者、交通事業者、民間団体等を指す。 (各方部協議会は除く)
- 注3 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。
  - (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
  - (2) 個人への給付となる経費
  - (3) 人件費(ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。)
  - (4) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
  - (5) 物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費
  - (6) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
  - (7) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
  - (8) 他団体への負担金、補助及び交付金

番 号 年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金 交付申請書

下記のとおり福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金を交付してくださるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的及び内容 (別紙事業計画書のとおり)
- 3 補助金交付申請額

円

4 本件責任者及び担当者 責任者氏名 担当者氏名 連絡先

### 第1号様式の別紙1

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)計画(変更計画)書

(土纳由)4 到 1	しわいでくだもい
( 人 緑 円 は 記 人	しないでください)

年度	整理番号				提出年月日	年	月	目
事業	笔 名							
事業者	f名等	(組織名簿、国	団体規約・会	≹則等を添付してく	ださい。)			
代表者				連絡責任者	(代表者と異なる場合	けは、記載して。	ください	·。)
連絡	5 先	(電話番号、>	ソールアドレ		さい。)			

## 1 事業計画の概要

補助対象 事業	(記		るものを: 新規	丸で囲 •	んでください。	) i	付要綱 <i>0</i> さい。)	別表に記載の	ウ事業内容①~③ℓ	)うち、	. 該当する番-	号を全て記	已載して
事業期間			•	年	月		日	~	年	i	月		日
事業目標	(10)	事業の日	目標達成	度を把	握するための打	旨標名及で	び数値を	記載してくだ	ぎさい。(例:来場	者数官	前年度同月比1	0%増加)	)
事業内容	(%	舌用す?	る地域資	源や想	定されるターク	デットなと	どを記載	してください	n。)				
			補助	金の	要望(予)	定)		支援事業 (3	連事業者等誘客促 コンテンツ造成型)  予定額>			事業	
事業費等		Į.	事 業	費	(千円)	(a)							
(継続事業の場合、編集の場合、編集の場合、編集の場合を表現の場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		財源内訳	自己 財源 (b)		う								
てください。)		叫人			連事業者等誘 /ツ造成型) 褚								
			 補助金	金依存	序率(c/	a)				%			%

# 2 事業内容の詳細

(1) 事業の具体的な内容 (可能な限り、事業の全体概念図(様式自由)を記載もしくは添付)
(2) 事業実施に当たっての課題や問題点 <b>※新規事業</b> の場合に記載 (例:訪問者の動向やニーズの変化に対応できず、集客力を維持できない)
(3)福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(これまでの事業)の効果と課題 <b>※継続事業</b> の場合 は記載
(4)(3)を踏まえた対応内容 ※ <b>継続事業</b> の場合は記載
(5)事業を実施するに当たり、ふくしまデスティネーションキャンペーン開催とどのような連携を想定しているか (例:ふくしまデスティネーションキャンペーン特設サイトに造成した観光コンテンツを掲載する)
<ul><li>(6)事業開始から事業終了までのスケジュール</li><li>(例:○年○月○日 観光コンテンツ販売開始)</li></ul>
(7) 本補助事業活用後の展開 (例: DC 特別企画として期間限定で実施したイベントを定期開催させる)
(8)他の補助事業・助成事業の申請をする予定又は交付決定、交付を受ける予定の有無 (ある場合は、制度名、年度、補助元を記載)

### 3 収支計画

(収入の部)

◆資金計画 (単位:円)

	区	分	>	予算額	調達先等 (金額の内訳)
事	業	収	入		※算定基礎を記入
自	己	資	金		※内容を記入
借		入	金		※借入先(親、兄弟、金融機関等)を記入
そ	(	か	他		
補	助金	申	請額		
	i	計			

(注)「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

#### (支出の部)

(単位:円)

経費区分 経費全体額 (A)のうち、補助対象外の経費を除いた額 (B)) 明 細 要を除いた額 (B)			(平位・11)
計	経費区分	((A)のうち、 補助対象外の経 費を除いた額	明 細
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
計			
計			
計			
	計		

- (注1)「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として、名称、数量、単価、金額(仕様について別途資料を添付してください)を必ず記載してください(「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください)。
- (注2)「補助金申請額」欄には、新規事業は補助対象経費の4/5以内、継続事業は補助対象経費の2/3以内の金額を記載してください。

(市町村長)

住 所事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)推薦依頼書 本補助金の補助対象者として推薦をお願いします。

\_\_\_\_\_

年 月 日

福島県 地方振興局長

(市町村長)

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)推薦書

次の事業者については、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)の 補助対象者として適当と認められますので推薦します。

記

事業者名 ( ) 事業名 ( )

適当とする理由(複数の申請がある場合には、優先順位も記載すること)

市町村連絡先:担当者の職氏名(電話番号)

- 注1 事業計画書を添付のこと。
- 注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) 変更 (中止・廃止) 承認申請書

下記により福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)の事業計画を変更(中止・廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号[第2号]の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定年月日及び番号
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更 (中止・廃止) の内容

- 注1 変更の場合は事業変更計画書を添付のこと。
- 注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型) 実施状況報告書

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)の遂行状況について、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の経過

(1) 収入内訳 (単位:円)

( - /	DC7 (1 3 H)	/ \				(+ =:11)
区	分	予算額 a	決算」	見込額	増減	摘要
	カ	了异识 a	収入済額 b	収入予定額 c	a - b - c	<b>摘安</b>
事業	収入					
自己資金						
借	入金					
その	の他					
県補助金						
į	計					

(2) 支出内訳 (単位:円)

17		<b>又答妮</b> 1	決算」	見込額	増減	摘要
区	分	予算額 d	支出済額 e	支出予定額 f	d - e - f	<b>摘安</b>
補助対象	身外経費					
章	<del>-</del>					

3	実施状況
J	大心小儿

ほぼ計画どおり進んでいる。	一部計画の変更がある。	
(具体的に)		

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) 完了報告書 福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事 業 名							
交付決定年月日	年	月	日付	け福島県指令	<del>^</del>	第	号
交付決定額					円		
着手年月日		年	月	日			
完了年月日		年	月	日			

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

 番
 号

 年
 月

 日

福島県 地方振興局長

住 所

事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)実績報告書下記のとおり福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業内容 (別紙事業実績書のとおり)

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第6号様式の別紙1

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) 実績書

/ L 26 4 1 1 = 1	1 2	20 ( )
(太線内は記入	しないでく	たさい)

			-						
年度	整理番号					提出年月	年	月	日
事業	笔 名								
(組織名簿、団体規約・会則等を添付してください。) 団 体 名									
代表者	連絡責任者 (代表者と異なる場合は、記載してください。)						)		
(電話番号、メールアドレスを記載してください。) 連絡先									

# 1 事業計画の概要

補助対象	(書	亥当する	らものをす	九で囲ん	んでください	, )	(交付要編 ださい。)	の別表に記	記載の事業内:	容①~③のう	ち、該当する	番号を全て言	己載してく
事業			新規	•	継続								
事業期間				年	,	月	日	$\sim$		年	J	1	日
事業内容	(A	舌用する	5.地域資源	原や想象	它されるター	ゲットた	などを記載し	てください	. )				
				補助	金の要望	月三		11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	光関連事業者 : (コンテン) <実績額>	ツ造成型)		関連事業者等 支援事業 〈実績額>	誘客促進
事業費等		-	事 業	費	(千円)	(a)	)						
学 (継続事業の場合、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業欄に生く		財源内	自己 財源 (b)	Ē	お町村か	 らの補	<b>前助金</b>						
ださい。)		訳			連事業者等ンツ造成型)								
			補助金	金依存	字率( c	/ a )				%			%

2 事業	<b>実施の成果</b>
	(第1号様式の別紙1福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)計画(変更計画)書で記載した内容)
<b>事</b> 杂 口 捶	
事業目標	
	(事業の実施によって、どのような効果があったと考えていますか。)
事業効果	
3 事業第	<b>実施による波及効果</b>
(当初予想しなか	ったような波及効果があった場合は、具体的に記入してください。)
4 目標達	達成のための課題等
	の課題は何ですか。課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。)

福島県 地方振興局長

住 所事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業 (コンテンツ造成型) 仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの事業について、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額(A)	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額(B)	円
補助金返還相当額(B)-(A)	円

- 注1 参考となる資料を添付すること。
- 注2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

福島県 地方振興局長

住 所 事業者名

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金交付請求書年月日付け福島県指令第号で交付決定のあった福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業(コンテンツ造成型)補助金について、下記により金円を交付してくださるよう請求します。

記

	ĦΓ
事業名	
事業費	田
交付決定額 (A) 又は交付確定額	円
今回請求額 (B)	円